

次のとおり条件付一般競争入札に付する。

令和8年2月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 入札に付する事項

(1) 件名

自動販売機設置に係る県有財産の貸付け

(2) 貸付場所、面積（設置台数）

別紙「貸付物件一覧表」のとおりとする。

(3) 貸付期間

ア 物件番号4-A及び4-Bについては、令和8年10月15日から令和9年3月15日までとする。

イ ア以外の物件については、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、岩手県又は落札者が契約の解除を申し出ないときは1年毎に更新されるものとし、令和11年3月31日まで同様とする。なお、物件番号8及び9については、冬季（12月1日から3月31日まで）は屋外施設の利用者が少ないとから、販売を中止し、自動販売機の電源を停止する。

(4) 入札方法

別紙「貸付物件一覧表」のとおり物件ごとに入札に付する。

なお、種別が建物である物件の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(5) 入札参加停止条件

物件番号に枝番（アルファベット）が付いている物件において、数字が同じ物件内の枝番のいずれかの物件を落札した事業者にあっては、落札した物件以外の枝番の物件の入札に参加できないものとする。ただし、当該事業者を入札に参加できることとした場合において、入札参加者が1者となる場合にあっては、この限りでない。

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める自動販売機設置に係る県有財産の貸付けの契約における一般競争入札参加者の資格を有し、令和5・6・7年度自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 入札日において、岩手県から、自動販売機設置に係る県有財産の貸付けの契約における入札参加制限措置を受けていない者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

物件番号	交付場所	問い合わせ先
1	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県ふるさと振興部ふるさと振興企画室管理担当	電話 : 019-629-5202 FAX : 019-629-5254 E-MAIL : AA0001@pref.iwate.jp
2～5	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県文化スポーツ部文化スポーツ企画室管理担当	電話 : 019-629-6793 FAX : 019-629-6299 E-MAIL : AK0001@pref.iwate.jp
6	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県環境生活部環境生活企画室管理担当	電話 : 019-629-5327 FAX : 019-629-5334 E-MAIL : AC0001@pref.iwate.jp
7～9	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県保健福祉部保健福祉企画室管理担当	電話 : 019-629-5408 FAX : 019-629-5419 E-MAIL : AD0001@pref.iwate.jp
10～18	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県商工労働観光部商工企画室管理担当	電話 : 019-629-5527 FAX : 019-626-4779 E-MAIL : AE0001@pref.iwate.jp
19～26	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県農林水産部農林水産企画室管理担当	電話 : 019-629-5629 FAX : 019-629-5769 E-MAIL : AF0001@pref.iwate.jp
27～29	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県県土整備部県土整備企画室用地担当	電話 : 019-629-5884 FAX : 019-629-9130 E-MAIL : AG0001@pref.iwate.jp
30～31-B	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県総務部管財課財産管理担当	電話 : 019-629-5117 FAX : 019-629-5139 E-MAIL : AH0005@pref.iwate.jp

※下記岩手県のホームページから入札説明書をダウンロードすることも可能である。

トップページ>県政情報>入札・コンペ・公募情報>自動販売機設置に係る県有財産の貸付入札情報>【入札公告】自動販売機設置に係る県有財産の貸付け（令和8年度設置分）

(2) 入札、開札の日時及び場所

別紙「貸付物件一覧表」のとおりとする。

（入札書を持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認められない。）

4 質問書の受付及び回答方法

入札説明書に対し質問がある場合は、質問書（入札説明書により別途定める様式）により令和8年2月6日（金）から令和8年2月12日（木）午後4時30分までに3（1）に示す場所に提出（メール、郵送又はFAXによる提出可）すること。また、回答は質問者に対し、メール等により個別に行

う。

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項

この条件付一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要書類等を令和8年2月19日（木）午後4時30分までに3（1）の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札への参加

（3）により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

県があらかじめ公表した最低貸付価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。